

2009  
3月

広報

# なみえ 特別号

- 定額給付金
- 生活対策子育て応援特別手当  
のお知らせ

## 定額給付金のお知らせ

申請期間内に申請をしないと、定額給付金を受け取ることができません。忘れず申請しましょう。

### 給付の目的

景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、あわせて、住民に広く給付することで、地域の経済対策に資することを目的としています。

### 給付対象者

平成21年2月1日の基準日において、浪江町で次の①または②のいずれかに該当する方です。

- ① 住民基本台帳に記録されている方
- ② 外国人登録原票に登録されている方  
(不法滞在者および短期滞在者は除く)

### 申請・受給者

申請・受給者は、原則として世帯主の方となりますので、世帯員全員の給付金が世帯主の方へ給付されます。  
※外国人の場合は、それぞれの給付対象者が申請・受給者となります。

### 給付額

● 給付対象者1人につき

12,000円

- 65歳以上の方（昭和19年2月2日以前に出生した方）
- 18歳以下の方（平成2年2月2日以降に出生した方）

1人当たり

20,000円

問 総務課 定額給付金チーム  
TEL 34-2111

申請から給付までの流れ

書類送付  
(郵送)

3月13日以降

各世帯主宛てに、「簡易書留」で郵送します。配達時に不在だった場合は、不在票が配達されておりますので、内容をご覧ください郵便物をお受取ください。

申請受付

申請期間

3月19日  
～  
9月19日

申請の受付をいたします

- 郵送の場合：申請書に必要事項を記入していただき必要書類と一緒に、同封の封筒で返送してください。
- 窓口での受付の場合：次ページの表の日程で行いますので、必要書類を持参の上ご来場ください。写しはこちらで取ります。

支給開始  
(口座振込)

4月中旬以降

指定口座への振込みをいたします

口座振替が原則ですが、金融機関の口座をお持ちでない方や、金融機関から遠く離れてお住まいの方など、口座振替が困難な方へは、窓口での現金給付も行います。ただし、現金給付の場合は、口座振替よりも処理は遅れることとなりますので、ご了承ください。

## 窓口で申請される方は下の日程でお越しください。

| 月 日                | 浪江町役場庁議室 受付地区       | 津島支所 受付地区               |
|--------------------|---------------------|-------------------------|
| 3月19日(木)           | 酒田・西台・藤橋            | 津島                      |
| 3月20日(金)           |                     |                         |
| 3月21日(土)           |                     |                         |
| 3月22日(日)           | 上ノ原                 | 津島                      |
| 3月23日(月)           | 苅宿・加倉               | 南津島上・羽附                 |
| 3月24日(火)           | 立野下・立野中・立野上・家老・室原   | 南津島下                    |
| 3月25日(水)           | 田尻・末森               | 下津島                     |
| 3月26日(木)           | 小丸・畑川・井手・谷津田・大堀・小野田 | 赤字木                     |
| 3月27日(金)           | 酒井・高瀬・佐屋前           | 赤字木                     |
| 3月28日(土)           | 川添北                 |                         |
| 3月29日(日)           | 樋渡・牛渡               | 手七郎・大柿・昼曽根              |
| 3月30日(月)           | 請戸北・請戸南・中浜・両竹       | 3月30日(月)以降、<br>開庁日全地区受付 |
| 3月31日(火)           | 1区・幾世橋              |                         |
| 4月1日(水)            | 北幾世橋・北棚塩・南棚塩        |                         |
| 4月2日(木)            | 3区・4区               |                         |
| 4月3日(金)            | 2区・8区               |                         |
| 4月4日(土)            | 5区・6区・7区            |                         |
| 4月5日(日)            | 川添南                 |                         |
| 4月6日(月)以降、開庁日全地区受付 |                     |                         |

※一度に受付に来られますと混雑が予想されます。そのため、地区の割り振りをいたしました。

- 受付時間は、午前の部：9時から11時30分まで  
午後の部：13時から17時まで
- 割り振られた日に来られない方は、それ以降の受付を行っている次の土曜・日曜にお出でください。
- 4月6日以降は、随時窓口受付を浪江町役場2階庁議室および津島支所で行っております。
- 津島支所受付地区の方でも、浪江町役場で受付はできます。

### 出張受付も行います。会場は下記のとおりです。

| 月 日      | 受付場所        |
|----------|-------------|
| 4月16日(木) | 公民館 苅野分館    |
| 4月17日(金) | 公民館 大堀分館    |
| 4月20日(月) | ふれあいセンターなみえ |
| 4月21日(火) | 公民館 幾世橋分館   |
| 4月22日(水) | 公民館 請戸分館    |

- 受付時間は、  
午前の部  
9時から11時30分まで  
午後の部  
13時から17時まで

## 添付書類は次の書類です。

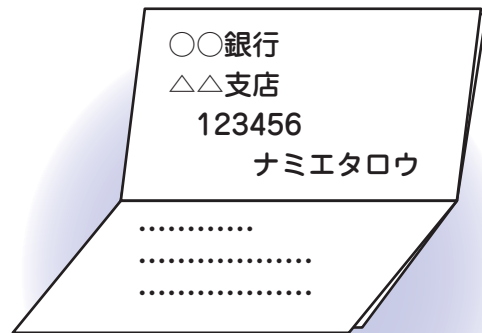
### 申請書を提出される際は、次の書類を添付してください。

(申請書の裏に貼り付けて提出いただくようお願いします。)

#### 申請者の方の 公的身分証明書の写し

- 写真付き住民基本台帳カード
  - 運転免許証
  - 旅券
  - 健康保険証
- など

#### 振込先口座の ●金融機関名 ●口座番号 ●口座名義人(カナ) が分かる通帳やキャッシュ カードの写し



振込先の口座の写しは、  
口座番号や氏名の読みなどが  
分かるページをコピーして  
ください。

※海外において開設した金融機関口座では受取りができません。

## 代理による申請もあります

世帯主に代わって申請など  
が行えるのは次のいずれかの  
方となります。

- ①その世帯主の方と同じ世帯  
の世帯構成員
- ②基準日現在で世帯主の方と  
同一の場所を居住地とし、  
かつ、生計をともにされて  
いた外国人の方

- ③世帯主の法定代理人(親権  
者、未成年後見人、成年後  
見人、代理権付与の審判が  
なされた保佐人および代理  
権付与の審判がなされた補  
助人)の方
- ④民生委員、自治会長、世帯  
主の方の親類その他平素か  
ら世帯主ご本人の身の回り  
の世話をしている方で、町  
長が特に認める方

## 外国人の方へ

- 在留期間が平成21年2月2  
日から9月19日までの間に  
満了する方については、地  
方入国管理局で在留期間を  
更新し、居住市町村で外国  
人登録を変更していただく  
ことが必要となります。
- 申請書には、申請者の方の  
外国人登録証明書の写しが  
必要となります。

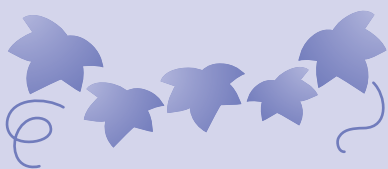
\*\*\*\*\*  
不明な場合は、  
窓口での申請を  
おすすめします。

\*\*\*\*\*

# Q&A?

**Q1** 申請期限はいつ？  
過ぎるとどうなるの？

**A1** 申請期限は平成21年9月19日です。  
申請期限までに申請が行われなかった場合、受給を辞退したとみなされ、給付されません。



**Q2** 基準日より後に世帯が転出した場合、  
転出元と転入先のどちらで給付を受けることになりますか？  
また、その場合、どのような手続きにより転出元から給付を受けることになりますか？

**A2** 世帯が基準日より後に転出し、他市町村に転入した場合も、基準日において住民票が所在する市町村が、定額給付金の給付を行います。  
定額給付金の申請・給付は、転出元の市町村が郵送により申請書などを送付し、世帯主の口座に振込をする方式を中心に行われることを想定していることから、遠隔地からの申請・受給であっても、転出元からの給付を受けられます。

## 定額給付金の給付をよそおった 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に ご注意ください。

申請された書類の中に不明な点がある時は、やむを得ず、問い合わせをすることがありますが、下記のようなことは絶対にありませんのでご注意ください。



- 市区町村や総務省職員などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市区町村や総務省職員などが、「定額給付金」のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

ご自宅や職場などに市区町村や総務省職員などをかたった電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたら、迷わず、役場または最寄りの警察署にご連絡ください。

問 総務課 定額給付金チーム TEL 34-2111

# 生活対策 子育て応援特別手当



問 子育て・健康増進課 子育て支援係 Tel 34-4593  
厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/juyou/kosodate/index.html>

**子育て応援特別手当を受ける  
ためには、申請が必要です！**

対象となる世帯へは、町から申請書が  
送付されますので申請してください。

## 目的

子育て応援特別手当は、「生活対策」の一環です。多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成20年度限りの措置として、幼児教育期の第2子以降の子ども1人あたり3万6千円を支給します。

## 対象となる子ども

平成21年2月1日現在で浪江町に住民登録されている、生年月日が平成14年4月2日～平成17年4月1日までの子どもであって、第2子以降の子どもが対象となります。

## ご注意ください

※第2子の判定は、18歳以下の子どもの（生年月日が平成2年4月2日以後の子どもの）の中から年齢順に第1子、第2子と数えます。

※対象となる子どもと第1子が別居しているときは、同じ扶養者かどうか確認しますので、申請の際に医療保険の被保険者証の写しなど、が必要となります。

## 手当の額

対象となる子ども1人あたり3万6千円を、同居している世帯主に支給します。

### 子育て応援特別手当（Aさん、Bさんの場合）

Aさん世帯



世帯にいる子ども

生年月日が平成2年4月2日から平成17年4月1日までの子ども



1人目

生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども



2人目



3人目

生年月日が平成17年4月2日以後の子ども



4人目

手当の対象となる子ども

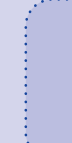
Aさんへの  
子育て応援特別手当  
3.6万円×2人＝  
7.2万円

Bさん世帯



世帯にいる子ども

生年月日が平成2年4月2日から平成17年4月1日までの子ども



1人目

生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子ども



2人目

生年月日が平成17年4月2日以後の子ども



3人目

手当の対象となる子ども

Bさんへの  
子育て応援特別手当  
3.6万円×1人＝  
3.6万円

## 申請の手続き

受給には、対象となる子どもと同居している世帯主の方が、浪江町役場子育て・健康増進課の窓口で申請することが必要です。

手当の受け取りは、口座振込を原則とさせていただきますので、振込みを希望する通帳をご持参ください。

### 手当の申請受付は

平成21年

3月19日～9月19日

申請期限は受付開始から6ヶ月です。

## 申請に必要なもの

●申請書（代理申請の場合、申請者欄は必ず世帯主本人の自署が必要です）

●本人確認できるもの

（顔写真付きのもの）

※運転免許証・パスポート・

住基カードなど

●振込希望する通帳（原本）

●印鑑（シャチハタ不可）

※代理人による申請もできます。

## Q&A?

Q1

どうして第2子以降の3～5歳の子どもが対象なの？

A1

多子世帯の負担軽減に配慮しつつ、一般に保育所または幼稚園に子どもが共通して通う年齢が小学校就学前3年間であること、2歳までの子どもには、別途、児童手当制度において乳幼児加算が行われていることなどを総合的に考慮したものです。

なお、今回の対象とならない子どもであっても、児童手当や定額給付金の対象となります。

Q2

わが家はおじいちゃんと一緒に住んでいて、世帯主はおじいちゃんです。この場合の支給先は親のわたしになるのでしょうか？

A2

子育て応援特別手当は、子の親か否かにかかわらず、世帯主に支給します。この場合ですと、世帯主のおじいちゃんが支給先となります。

Q3

子育て応援特別手当は課税対象になるの？

A3

子育て応援特別手当の所得税・個人住民税上の取り扱いは一時的所得とされます。これには50万円の特別控除額があるため、他に一時所得がない場合には、課税されません。

Q4

申請期限を過ぎてしまったらどうなるの？

A4

子育て応援特別手当は申請により支給されます。申請期限は受付開始日から6ヶ月となっていますので、忘れずに申請をしてください。もし、申請期限までに申請がなかった場合は、辞退とみなされることとなります。

Q5

子育て応援特別手当はこれから毎年支給されるの？

A5

子育て応援特別手当は、「生活対策」に基づくものであり、定額給付金と同じように、平成20年度限りの措置です。

Q6

子育て応援特別手当を受け取ると、定額給付金は受け取れなくなるの？

A6

子育て応援特別手当と定額給付金は、どちらも政府の「生活対策」に盛り込まれたものです。それぞれ趣旨・目的が異なりますので、同時に受け取れます。



ともに築こう安心のまち  
福島県最東端のまち 東経141度2分49秒

なみえ

平成21年3月 特別号

発行・編集 福島県浪江町役場総務課  
福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2  
TEL 0240-34-2111(代) FAX 0240-35-5352  
http://www.town.namie.fukushima.jp  
koho@town.namie.lg.jp



資源保護のため広報なみえは再生紙を使用しております